資料 6

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要

総務課

1　制定理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行による定年年齢の段階的な引上げや、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴い、関係条例の規定を整備するものです。

2　改正内容

（1）定年年齢の段階的な引上げ

現行６０歳としている定年年齢を、令和５年度から２年度ごとに１歳ずつ引上げ令和１３年度以後は一律６５歳とする。

（2）管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

ア　管理監督職勤務上限年齢（原則６０歳）に達した管理監督職（参事以上）の職員については、最初の４月１日までに非管理監督職（係長以下）に降任する。

イ　公務の運営に著しい支障が生じる場合には、引続き管理監督職として勤務することができる。（最長３年間）

（3）定年前再任用短時間勤務制・暫定再任用制の導入

ア　定年前再任用短時間勤務制

６０歳に達した日以後最初の４月１日から定年退職までの間、退職した職員を短時間の職に再任用できる制度

イ　暫定再任用制

定年延長の引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止するが、現行と同様に再任用できる暫定的制度

（4）情報提供・意思確認制度の導入

職員に６０歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、６０歳以後の勤務の意思確認を行う

（5）６０歳を超える職員の給与

６０歳に達した日以後最初の４月１日以後の職員の給料の月額を７割水準とする

（6）その他

地方公務員法の改正に伴う所要の規定の整備を行う

3　施行期日

この条例は、令和５年４月１日に施行します。ただし、２の（4）については、公布の日から施行します。